

2019年9月／2020年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

法律科目試験（民法・商法）

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、解答用紙の交換や再交付には応じない。
 6. 答案は横書きとし、解答用紙（表）の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
 8. この問題冊子の5～8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 9. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

民法

〔問題〕

以下の【事実】を前提として、後記の【設問1】および【設問2】に解答しなさい。各設問は独立したものとして検討しなさい。なお、平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」により改正された「平成29年改正民法」に基づいて解答しても、改正前の民法（現行法）に基づいて解答しても構いません。

【事実】

2018年3月、Aは、その所有する5階建てのビル（以下、「本件建物」という。）を、Bに対して賃料月額100万円、賃料の支払は前月の末日、期間は同年4月1日から5年として賃貸する旨の契約を締結した（以下、「本件賃貸借契約」という。）。本件建物は、1階が事務所、2階以上がホテルという構造になってはいたが、本件賃貸借契約の締結当時はいずれも使用されておらず、建物全体が相当傷んだ状態であった。そこで、本件賃貸借契約では、①BはAに対して権利金は支払わなくてよいが、Bが自らの費用で本件建物を改装し、1階を事務所、2階以上をホテルとして利用すること、②Aは、Bによる①の改装を承諾すること、③賃貸借終了時に改装による価値の増加が残っている場合には、Aが300万円を限度としてBに償還することが約定された。本件建物は、本件賃貸借契約に基づき、AからBに引き渡された。

同年4月、Bは、建設業者Cに、本件建物の改装工事を代金2500万円で依頼し（以下、「本件請負工事」という。）、Cは同年6月末に本件請負工事を完了して本件建物をBに引き渡した。

【設問1】（30点）

2019年8月初旬頃、Aは、知人からの情報により、本件建物の1階部分はレストランとして改装され、Bがレストランを経営していることを知った。この場合、AはBに対して、いかなる法的主張をすることができるか。Bからの反論も想定して検討しなさい。

【設問2】（70点）

2019年1月頃、Bは、他に手がけていた事業の失敗により急激に資金繰りが悪化し、Aへの賃料の支払も同年2月末の支払分から途絶えた。Aは、繰り返し賃料支払の催告をしたが支払がないので、同年7月31日到達の書面で、Bに対し、本件賃貸借契約を解除する旨の通知を行った。一方、BはCに対し、本件請負工事代金2500万円のうち1000万円は支払ったが、残金1500万円は支払わないままであった。同年8月、

Bは事実上の倒産状態となった。この場合、Cは、Aに対していかなる法的請求をすることができるか。
複数の法律構成を挙げ、それぞれAからの反論も想定して検討しなさい。

商 法

〔問 題〕

次の【事実】を読んで、問1 及び 問2 に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下、「甲社」という。）は、貴金属の加工及び販売を事業として営む公開会社ではない会社であり、株主はYのみである。甲社は、取締役会を設置しておらず、取締役はY及びYの配偶者であるZの2名である。なお、Zは、取締役として選任されたものの、Yから取締役としての職務を果たす必要はないと言われて就任した名目上の取締役にすぎず、甲社の経営に実際に関与したことはない。
2. 甲社は、同じ事業を営む大手企業に顧客を奪われたため、急激に経営状態が悪化し、従業員の給与の支払いに窮するようになった。
3. Yは、甲社の存続と立て直しのためには、従業員に給与を支払わなければならないと考え、一時の借用のつもりで、甲社の取引先のXから加工を依頼されて預かっていた1,000万円相当の純金をXに無断で売却し、その代金を甲社の従業員の給与の支払いにあてた。
4. Zは、Yから甲社の事業が行き詰まっていることは聞いていたが、上記3の事実については知らなかった。
5. その後、甲社は事実上倒産し、Xは、会社法に基づいて、甲社に預けた純金相当額につき損害賠償を求めることを検討している。

問1 YはXに対して、会社法に基づく責任を負うか。

問2 ZはXに対して、会社法に基づく責任を負うか。

